

新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税等の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、所有する事業用家屋および償却資産に係る固定資産税及び都市計画税を事業収入の減少割合に応じ、令和3年度課税分に限り、軽減します。

(1)対象者

軽減の要件を全て満たす中小事業者(個人・法人)

(2)軽減の対象

所有する事業用家屋及び償却資産
(※土地及び居住用家屋は対象外)

(3)軽減の要件

- ・令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計が前年同期間と比べて30%以上減少した者
- ・認定経営革新等支援機関等(商工会議所・商工会・税理士・公認会計士・弁護士など)に事業収入の減少等の確認を受け、令和3年1月4日から令和3年2月1日までに佐久市税務課へ申告した者

(4)軽減の割合

事業収入の減少に応じた軽減対象資産に係る軽減割合は下記のとおりです。

| 連続する3ヶ月間の事業収入の前年同期比 | 軽減割合 |
|---------------------|------|
| 50%以上の減少 | 全額 |
| 30%以上50%未満の減少 | 2分の1 |

(5)必要書類

①申告書

※申告書は市役所税務課、商工会議所、商工会の窓口、または佐久市ホームページからダウンロードしてください。

②添付書類 ※2部ずつご用意ください。

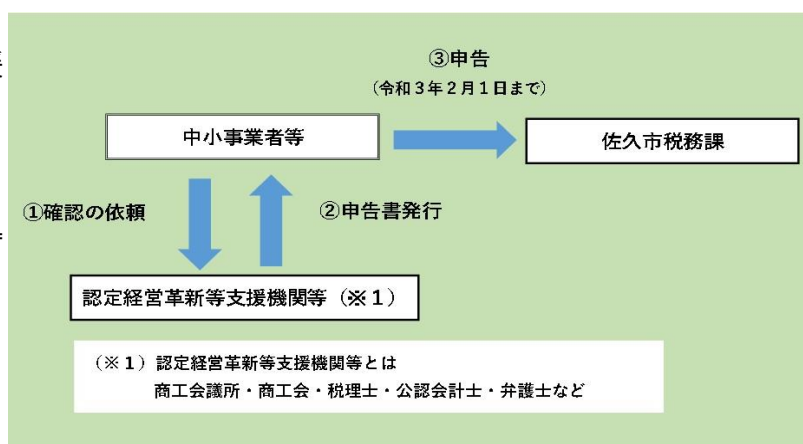
- ・会計帳簿等の写し(収入の減少が分かる書類)
- ・青色申告決算書または収支内訳書の写し(家屋の事業用割合を示す書類)
- ・令和2年度固定資産税・都市計画税課税明細書の写し
- ・令和3年度償却資産申告書(償却資産がある場合は、申告書の原本と写しを1部ずつご用意ください。)

(6)手続きの流れ

①申告書と添付書類を認定経営革新等支援機関等(商工会議所・商工会・税理士・公認会計士・弁護士など)に提出し、内容の確認を依頼する。

②認定経営革新等支援機関等から確認を得た申告書を受け取る。

③確認を得た申告書と添付書類を市役所税務課へ令和3年1月4日から令和3年2月1日までに提出する。



問い合わせ先

佐久市役所 税務課 資産税係

電話:0267-62-3040

※この軽減措置の詳細については、佐久市ホームページをご覧ください。